

青森県報

号外第二十八号

平成十八年
三月三十一日
(金曜日)

目 次

訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)…
青森県知事の権限に属する事務の一部を青森県公営企業局
職員に専決及び代決させる規程の一部を改正する訓令…………… (同) ……

訓 令

青森県訓令甲第十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「規定する部長」の下に、「行政組織規則第二十四条の五に規定する局長(以下「対策局長」という。)(」を加え、同条第四号を削り、同条第五号中「規定する次長」の下に「及び行政組織規則第二十四条の七に規定する次長」を加え

同号を同条第四号とし、同条第六号中「原子力施設安全検証室長」の下に、「並行在来線対策室長、人づくり戦略チームリーダー」を加え、「ITER誘致推進室長」を削り、「県立美術館開館準備局長補佐(以下「局長補佐」を「県立美術館開館準備室長補佐(以下「室長補佐」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 課長代理 行政組織規則第二十二條の二に規定する課長代理及び行政組織規則第二十五條の二の四に規定する課長代理をいう。

第二条第七号中「第二十二條の二」を「第二十二條の三」に改め、同条第九号中「及びITER誘致推進東京連絡事務所長」を削り、同条第十二号中「水産業改良普及所長」を削り、「漁港漁場整備事務所長」の下に、「水産業改良普及所長」を加え、「ダム建設所長、都市公園事務所長、港湾管理所長及びダム管理所長」を「港管理所長、ダム管理所長、ダム建設所長及び道路河川事業所長」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「規定する室長」の下に「(地域県民局の地域連携室の室長を除く。)(」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「副校長」を削り、「副所長及びITER誘致推進東京連絡事務所次長」を「及び副所長」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 地域県民局の部長 行政組織規則別表第三に規定する地域県民局の地域連携室の室長並びに地域県民局の県税部、地域県民局の地域健康福祉部、地域県民局の地域農林水産部及び地域県民局の地域整備部の部長をいう。

第三条第七号中「及び部長」を、「部長」に改め、「同じ。)(」の下に「及び地域県民局の局長(以下「地域県民局長」という。)(」を、「こと(部長」の下に「及び地域県民局長」を加える。

第四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職にある職員は、当該各号に定める事務を専決する。

一 観光局長 別表第一の観光企画課の項及び新幹線交流推進課の項の部長専決事項の欄に掲げる事務

二 県立美術館開館準備室長(以下「準備室長」という。)(別表第一の県立美術館開館準備室の項の部長専決事項の欄に掲げる事務

三 水産局長 別表第一の水産振興課の項及び漁港漁場整備課の項の部長専決事項の欄に掲げる事務

第四条第三項中「文化観光部にあつては準備局長」を「商工労働部にあつては観光

局長、準備室長又は次長、農林水産部にあつては水産局長」に改め、同条第四項中「課にグループを置く」を削り、「グループリーダー又はグループに属さない職員のうちから」を「課長代理若しくは」に、「職員（以下「課長指定職員」という。）」を「課長相当職の職員（グループが置かれる課にあつては、グループに属さない職員に限る。）又はグループリーダー」に改め、同条第六項中「課にグループを置かない課長は、第一項に規定するもののほか、」を「グループが置かれない課（室及びチームを含む。）にあつては、課長代理が置かれる場合は課長代理が、課長代理が置かれない場合は課長が」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 エネルギー総合対策局（以下「対策局」という。）のグループリーダーは、当該グループの分掌事務に係る別表第一の各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の課長専決事項の欄に掲げる事務（第三号、第十七号から第二十九号まで、第三十一号及び第三十四号に掲げる事務を除く。）及び別表第一の二のグループリーダー共通の項に掲げる事務を専決する。

8 対策局の庶務担当のグループリーダーは、別表第一の各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の課長専決事項の欄の第三号、第十七号から第二十九号まで、第三十一号及び第三十四号に掲げる事務並びに別表第一の二の庶務担当グループリーダーの項に掲げる事務を専決する。

第五条第一項中「長」の下に「及び地域県民局長」を加え、同条第三項中「支所長は、別表第三に掲げる事務を」を、「別表第三の職の欄に掲げる職にある職員は、同表の専決事項の欄に掲げる事務をそれぞれ」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第一項から第三項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項から第十項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「県税事務所の軽油引取税事務担当」を「地域県民局及び県税事務所（以下「県税事務所等」という。）の軽油引取税事務担当」に、「県税事務所の所長」を「県税事務所等の長」に改め、同項を同条第九項とする。

第九条第二項中「環境生活部及び文化観光部」を「及び環境生活部」に改め、「文化観光部にあつては当該事務を担当する準備局長又は次長が」を削り、同条に次の二項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、当該事務が観光局の分掌事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 副知事が不在のときは、商工労働部長がその事務を代決する。

二 副知事及び商工労働部長がともに不在のときは、観光局長がその事務を代決する。

三 副知事、商工労働部長及び観光局長がともに不在のときは、当該事務を担当する準備室長又は次長がその事務を代決する。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事務が水産局の分掌事務又は農林水産部の所掌事務のうちから農林水産部長が知事の承認を得て定める事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 副知事が不在のときは、農林水産部長がその事務を代決する。

二 副知事及び農林水産部長がともに不在のときは、水産局長がその事務を代決する。

三 副知事、農林水産部長及び水産局長がともに不在のときは、当該事務を担当する次長がその事務を代決する。

第十條第四項を削り、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、当該事務が防災消防課及び行政経営推進室の分掌事務のうちから総務部長が定める事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 総務部長が不在のときは、行政改革・危機管理監がその事務を代決する。

二 総務部長及び行政改革・危機管理監がともに不在のときは、当該事務を担当する次長がその事務を代決する。

三 総務部長、行政改革・危機管理監及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の総務部次長がその事務を代決する。

四 総務部長、行政改革・危機管理監及び総務部次長二人がともに不在のときは、主管課長がその事務を代決する。

第十條第六項から第八項までを次のように改める。

6 第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該事務が原子力施設安全検証室の分掌事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 企画政策部長が不在のときは、原子力施設安全検証室長がその事務を代決する。

二 企画政策部長及び原子力施設安全検証室長がともに不在のときは、企画政策部次長がその事務を代決する。

7 第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該事務が県境再生対策室の分掌事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 環境生活部長が不在のときは、環境再生対策室長がその事務を代決する。

二 環境生活部長及び環境再生対策室長がともに不在のときは、当該事務を担当する次長がその事務を代決する。

三 環境生活部長、環境再生対策室長及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の環境生活部次長がその事務を代決する。

8 第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該事務が観光局の分掌事務（県立美術館開館準備室の分掌事務を除く。）である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 商工労働部長が不在のときは、観光局長がその事務を代決する。

二 商工労働部長及び観光局長がともに不在のときは、当該事務を担当する次長がその事務を代決する。

三 商工労働部長、観光局長及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の商工労働部次長がその事務を代決する。

四 商工労働部長、観光局長及び商工労働部次長二人がともに不在のときは、主管課長がその事務を代決する。

第十條中第九項を第十二項とし、第八項の次に次の三項を加える。

9 第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該事務が県立美術館開館準備室の分掌事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 商工労働部長が不在のときは、観光局長がその事務を代決する。

二 商工労働部長及び観光局長がともに不在のときは、準備室長がその事務を代決する。

三 商工労働部長、観光局長及び準備室長がともに不在のときは、当該事務を担当する次長がその事務を代決する。

四 商工労働部長、観光局長、準備室長及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の商工労働部次長がその事務を代決する。

10 第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該事務が水産局の分掌事務又は農林水産部の所掌事務のうちから農林水産部長が定める事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 農林水産部長が不在のときは、水産局長がその事務を代決する。

二 農林水産部長及び水産局長がともに不在のときは、当該事務を担当する次長がその事務を代決する。

三 農林水産部長、水産局長及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、

他の農林水産部次長がその事務を代決する。

四 農林水産部長、水産局長及び農林水産部次長二人がともに不在のときは、主管課長がその事務を代決する。

11 第一項の規定にかかわらず、対策局長の事務の代決については、次に定めるところによる。

一 対策局長が不在のときは、エネルギー総合対策局次長がその事務を代決する。

二 対策局長及びエネルギー総合対策局次長がともに不在のときは、当該事務を担当する対策局のグループリーダーがその事務を代決する。

第十條の二の見出し中「準備局長」を「準備室長」に改め、同條第一項中「準備局長」を「準備室長」に、「文化観光部次長」を「当該事務を担当する次長」に改め、同條第二項中「準備局長及び文化観光部次長」を「準備室長及び商工労働部次長一人」に、「局長補佐」を「室長補佐」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 準備室長及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の商工労働部次長がその事務を代決する。

第十條の二を第十條の三とし、第十條の次に次の一条を加える。

第十條の二 観光局長が不在のときは、当該事務を担当する次長がその事務を代決する。

2 観光局長及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の商工労働部次長がその事務を代決する。

3 観光局長及び商工労働部次長二人がともに不在のときは、主管課長がその事務を代決する。

第十條の前に次の一条を加える。

第十條の四 水産局長が不在のときは、当該事務を担当する次長がその事務を代決する。

2 水産局長及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の農林水産部次長がその事務を代決する。

3 水産局長及び農林水産部次長二人がともに不在のときは、主管課長がその事務を代決する。

第十條の見出し中「課長」を「課長等」に改め、同條第三項中「課長の事務のう

ちから当該部長の承認を得て当該課長が定める事務について課長指定職員に代決させる場合の当該」を「課長代理が置かれる課の課長の」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「課長指定職員」を「課長代理」に改める。

第十一条第四項を削り、同条第五項中「課にグループを置かない」を「グループが置かれる場合にあつては課長代理が、課長代理が置かれない場合にあつては」を加え、「県立美術館開館準備局」を「県立美術館開館準備室」に、「準備局長」を「準備室長」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 対策局のグループリーダーが不在のときは、当該事務を担当する対策局のサブリーダー又はあらかじめ対策局長の承認を得て当該対策局のグループリーダーが指定する職員がその事務を代決する。

第十一条の二を第十一条の三とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(課長代理の事務の代決)

第十一条の二 課長代理が不在のときは、あらかじめ主管部長の承認を得て課長が指定する職員がその事務を代決する。

第十二条第五項中「かわらず」の下に、「地域県民局にあつては、局長が不在のときは当該事務を担当する地域県民局の部長が」を加え、同条第六項第六号中「支所長」の下に、「中南地域県民局及び三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長」を加え、「西北地域健康福祉こどもセンターの鯉ヶ沢町駐在の次長、上北地域健康福祉こどもセンターの三沢市駐在の次長、中南地域農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所及び」を削り、「西北地域農林水産事務所の五所川原市駐在の農村整備事務担当の次長以外の次長、五所川原市駐在の農村整備事務担当の次長及びつがる市駐在の次長」を「西北地域農林水産事務所次長」に、「加工技術部長」を「木材加工部長」に、「農林水産事務所長指定駐在職員」を「中南地域県民局地域農林水産部の黒石市駐在及び三八地域県民局地域農林水産部の三戸町駐在の職員で、あらかじめ農林水産部長の承認を得て地域県民局の地域農林水産部長が指定するもの並びに上北地域農林水産事務所の三沢市駐在及び西北地域農林水産事務所のつがる市駐在の職員で、あらかじめ農林水産部長の承認を得て農林水産事務所の所長が指定するもの(以下「地域農林水産部長等指定駐在職員」という。))に改め、「出先機関の長」の下に、「(地域県民局にあつては、地域県民局の部長)」を加え、同項を同項第八号とし、同項中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第一号中「健康福祉こどもセンターの」の下に「総務企画室長」を、「担当する」

の下に「保健部若しくは福祉部の」を、「得て」の下に「総務企画室長若しくは」を加え、同項を同項第三号とし、同項の前に次の二号を加える。

一 地域県民局の部長が不在のときは、次に定めるところによる。

イ 地域連携室長が不在のときは、あらかじめ企画政策部長の承認を得て地域連携室長が指定する職員がその事務を代決する。

ロ 県税部長が不在のときは県税部次長が、県税部長及び県税部次長がともに不在のときはあらかじめ総務部長の承認を得て県税部長が指定する職員がその事務を代決する。

ハ 地域健康福祉部長が不在のときは、当該事務を担当する地域健康福祉部の総務企画室長、保健総室長、福祉総室長又はこども相談総室長がその事務を代決する。

ニ 中南地域県民局及び三八地域県民局にあつては、地域農林水産部長が不在のときは当該事務を担当する地域農林水産部次長が、地域農林水産部長及び当該事務を担当する地域農林水産部次長がともに不在のときは他の地域農林水産部次長が、地域農林水産部長及び地域農林水産部次長二人がともに不在のときはあらかじめ農林水産部長の承認を得て地域農林水産部長が指定する職員がその事務を代決する。

ホ 下北地域県民局にあつては、地域農林水産部長が不在のときは地域農林水産部次長が、地域農林水産部長及び地域農林水産部次長がともに不在のときはあらかじめ農林水産部長の承認を得て地域農林水産部長が指定する職員がその事務を代決する。

ヘ 三八地域県民局及び下北地域県民局にあつては、地域整備部長が不在のときは地域整備部次長が、地域整備部長及び地域整備部次長がともに不在のときはあらかじめ県土整備部長の承認を得て地域整備部長が指定する職員がその事務を代決する。

ト 中南地域県民局にあつては、地域整備部長が不在のときは当該事務を担当する地域整備部次長が、地域整備部長及び当該事務を担当する地域整備部次長がともに不在のときは他の地域整備部次長が、地域整備部長及び地域整備部次長二人がともに不在のときはあらかじめ県土整備部長の承認を得て地域整備部長が指定する職員がその事務を代決する。

二 地域県民局の地域健康福祉部の総務企画室長、保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長が不在のときは、当該事務を担当する保健総室若しくは福祉総室

の次長又はあらかじめ地域健康福祉部長の承認を得て総務企画室長若しくはこ
も相談総室長が指定する職員がその事務を代決する。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の副知事
専決事項の欄中第十七号を第十八号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り下
げ、同欄第四号中「及び課長」を、「課長及び地域県民局長」に改め、同号を同欄第
五号とし、同欄第三号中「及び課長」を、「課長及び地域県民局長」に改め、同号を
同欄第四号とし、同欄第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 地域県民局長の病気休暇及び部分休業の承認等に関する事。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の部長専
決事項の欄第三号中「長」の下に「（地域県民局長を除く。）」を加え、同欄第六号
中「の職員」の下に「（地域県民局長を除く。）」を加え、同表財政課の項の第一号
の部長専決事項の欄イ中「第三十三条の七第四項」を「第五条の三第一項」に、「許
可申請」を「協議」に改め、同表人事課の項の第一号の部長専決事項の欄イを次のよ
うに改める。

イ 第四条第五項の規定による昇給で、初任給、昇格、昇給等の基準（昭和四十
四年十一月人事委員会規則七・三九）第三十六条第二項から第四項まで、第三
十八条第一号及び第二号並びに第三十九条の規定に該当する場合は昇給に関する
事。

別表第一人事課の項の第一号の課長専決事項の欄口を削り、同欄八中「第四条第七
項、第八項ただし書及び第九項ただし書」を「第四条第五項」に改め、「第四号及
び第五号」を削り、同八を同欄口とし、同欄中二を八とし、ホを二とし、同項の第九
号の部長専決事項の欄イ中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改め、同表税務課
の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「県税事務所長」を「県税事務所長等」に改め、
同項の第二号の部長専決事項の欄口中「県税事務所」を「県税事務所等」に改め、同
表市町村振興課の項の第五号の部長専決事項の欄イ中「第三十三条の七第四項」を
「第五条の三第一項」に、「許可」を「協議」についての同意」に改め、同表防災消防
課の項の第七号の部長専決事項の欄イ中「第十一条第二項及び第十四条第二項」を
「第十四条第二項及び第十七条第二項」に改め、同表県民生活政策課の項中「瀬田中
浜安遊覧」を「瀬田中浜安遊覧」に改め、同項の第三号の副知事専決事項の欄口中
「第十八条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第十九条第二項」を「第二十二
条第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

課 国際

<p>一 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の施行に関する次のこと。</p> <p>二 その他の事項に関する次のこと。</p> <p>イ 海外移住の啓発及び推進に関すること。</p>	<p>イ 第八条第一項の規定による旅券の交付に関すること。</p>
--	-----------------------------------

別表第一青少年・男女共同参画課の項の第二号を削り、同表環境政策課の項の第四
号の部長専決事項の欄中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、二をホとし、八を二
とし、口を八とし、イの次に次のように加える。

ロ 第十七条の十の規定による揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止の命
令に関する事。

別表第一環境政策課の項に次の二号を加える。

十四 青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例（平成十
七年三月青森県条例第五号）の施行に関する次のこと。

<p>イ 第五条第一項の 規定によるリサイ クル製品の認定に 関すること。</p> <p>ロ 第八条第一項の 規定による製品認 定の取消しに関す ること。</p>	<p>イ 第十一条第一項の 規定による立入検査 等に関する事。</p>
---	---

十五 青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例施行規則
（平成十七年八月青森県規則第八十八号）の施行に関する次のこと。

イ 第三条第一項第
二号八の規定によ

る規格の決定に関すること。
 □ 第三条第一項第三号の規定による商品の類型又は配合率基準の決定に関すること。

別表第一自然保護課の項の第六号の課長専決事項の欄イ中「所管区域に」の下に「わたり、又は地域県民局及び農林水産事務所の所管区域に」を加え、同表医療薬務課の項の第二号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同項の第十四号中「医療用具」を「医療機器」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「所管区域に」の下に「わたり、又は地域県民局及び健康福祉こどもセンターの所管区域に」を加え、同表高齢福祉保険課の項の第一号の副知事専決事項の欄イ中「第十八条の第二項」を「第十八条の第二項」に改め、同号の部長専決事項の欄口を削り、同項の第二号の部長専決事項の欄イ中「の指定」の下に「(第七十条の第二項の規定による指定の更新を含む。)」を加え、同欄口中「の指定」の下に「第七十九条の第二項の規定による指定の更新を含む。)」を加え、同欄八中「介護老人福祉施設の指定」を「指定介護老人福祉施設の指定(第八十六条の第二項の規定による指定の更新を含む。)」に、「介護療養型医療施設の指定」を「指定介護療養型医療施設の指定(第七十七条の第二項の規定による指定の更新を含む。)」に改め、同欄イ中「取消し」の下に「及び効力の停止」を加え、同ヲを同欄ワとし、同欄ルを同欄ヲとし、同欄又中「取消し」の下に「及び効力の停止」を加え、同又を同欄ルとし、同欄中リを又とし、チをリとし、同欄ト中「許可」の下に「(第九十四条の第二項の規定による許可の更新を含む。)」を加え、同トを同欄チとし、同欄ヘ中「取消し」の下に「及び効力の停止」を加え、同ヘを同欄トとし、同欄水中「取消し」の下に「及び効力の停止」を加え、同水を同欄ヘとし、同欄二中「取消し」の下に「及び効力の停止」を加え、同二を同欄水とし、同欄ハの次に次のように加える。

二 第五十三条第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(第一百五条の十で準用する第七十条の第二項の規定による指定の更新を含む。)に関すること。

別表第一高齢福祉保険課の項の第二号の部長専決事項の欄に次のように加える。
 カ 第一百五号の八第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し及び効力の停止に関すること。
 コ 第一百五号の二十九第四項の規定による介護サービス事業者に対する報告等の命令に関すること。

ク 第一百五号の二十九第六項の規定による指定又は許可の取消し及び効力の停止に関すること。

レ 第一百五号の三十第一項の規定による指定調査機関の指定に関すること。

ロ 第一百五号の三十五の規定による調査事務の休止及び廃止の許可に関すること。

ル 第一百五号の三十六第一項の規定による指定情報公表センターの指定に関すること。

メ 第一百五号の三十六第三項において準用する第一百五号の三十五の規定による情報公表事務の休止及び廃止の許可に関すること。

別表第一高齢福祉保険課の項の第二号の課長専決事項の欄に次のように加える。

チ 第一百五号の六第一項の規定による指定介護予防サービス事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること(大型法人等設置施設に係るものに限る。)

別表第一こどもみらい課の項の第一号の部長専決事項の欄へを次のように改める。

ヘ 第二十一条の九第四項の規定による指定療育機関への給付の事務の委託に関すること。

別表第一こどもみらい課の項の第一号の部長専決事項の欄ト中「第二十一条の第三四項(第二十一条の九第八項において準用する場合を含む。)」を「第二十一条の九の四第四項」に改め、同欄チ中「第二十一条の四第二項(第二十一条の九第八項において準用する場合を含む。)」を「第二十一条の九の五第二項」に、「指定育成医療機関」を「指定療育機関」に改め、同欄中リを削り、又をリとし、ルを又とし、ヲをルとし、同号の課長専決事項の欄水中「第二十一条の三第一項(第二十一条の九第八項において準用する場合を含む。)」を「第二十一条の九の四第一項」に改め、同欄ヘ中「第二十一条の四第一項(第二十一条の九第八項において準用する場合を含む。)」を「第二十一条の九の五第一項」に、「指定育成医療機関」を「指定療育機関」に改め、同項の第九号の部長専決事項の欄ハ中「第二十条第六項」を「第二十条第七項」に、「第二十一条の三第四項」を「第二十一条の九の四第四項」に、「委託」を「支

支

私の事務の委託」に改め、同欄二中「第二十条第六項」を「第二十条第七項」に、「第二十一条の四第二項」を「第二十一条の九の五第二項」に、「指定育成医療機関」を「指定療育機関」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第二十条第六項」を「第二十条第七項」に、「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の九の四第一項」に改め、同欄口中「第二十条第六項」を「第二十条第七項」に、「第二十一条の四第一項」を「第二十一条の九の五第一項」に、「指定育成医療機関」を「指定療育機関」に改め、同項に次の一号を加える。

十三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の施行に関する次のこと（育成医療に係るものに限る。）。

イ 第六十六条第三項の規定による指定自立支援医療機関に対する支払の差止めに関すること。	イ 第十一条第一項及び第二項の規定による報告等の命令に関すること。 ロ 第十二条の規定による官公署に対する資料の提供等の要求に関すること。
	ハ 第七十三条第一項の規定による自立支援医療費等の額の決定に関すること。

別表第一障害福祉課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項の第五号の部長専決事項の欄八中「及び第三十二条の二第三項」を削り、「事務」を「支払の事務」に改め、同号を同項の第六号とし、同項の第四号の課長専決事項の欄イを削り、同欄口中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改め、同口を同欄イとし、同号を同項の第五号とし、同項の第三号の副知事専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号の部長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、同号の課長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、同欄八中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同八を同欄ロとし、同号を同項の第四号とし、同項の第二号を同項の第三号とし、同項の第一号の副知事専決事項の欄

中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号の部長専決事項の欄二を削り、同欄水中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改め、同水と同欄二とし、同号の課長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、ハを削り、同欄二中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同二を同欄ロとし、同号を同項の第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 障害者自立支援法の施行に関する次のこと。

イ 第五十条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し及び効力の停止に関すること。 ロ 第六十八条第一項の規定による指定自立支援医療機関の指定の取消し及び効力の停止に関すること。 ハ 第八十二条第一項の規定による事業の制限及び停止の命令に関すること。 ニ 第八十二条第二項の規定による事業の停止及び廃止の命令に関すること。	イ 第二十九条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定（第四十一条第一項の規定による指定の更新を含む。）に関すること。 ロ 第五十四条第二項の規定による指定自立支援医療機関の指定（第六十条第一項の規定による指定の更新を含む。）に関すること。 ハ 第六十六条第三項の規定による指定自立支援医療機関に対する支払の差止めに関すること（育成医療に係るものを除く。）。 ニ 第七十三条第四項の規定による社	イ 第十一条第一項及び第二項の規定による報告等の命令に関すること（育成医療に係るものを除く。）。 ロ 第十二条の規定による官公署に対する資料の提供等の要求に関すること（育成医療に係るものを除く。）。 ハ 第四十八条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。 ニ 第六十六条第一項の規定による指定自立支援医療機関の開設者等からの報告等の徴収及び出頭の要
--	---	---

会保険診療報酬支
払基金等への支払
の事務の委託に関
すること。

ホ 第七十三条第一項
の規定による自立支
援医療費等の額の決
定に関する事(育成
医療に係るものを
除く。)
ヘ 第八十一条第一項
の規定による報告等
の徴収に関する事。

別表第二工業振興課の項中第三号を第十一号とし、第二号の次に次の八号を加える。

三 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の施行に関する次のこと。

イ 第九条の規定に
よる許可の取消し
に関する事。

イ 第五条第一項の規
定による製造の許可
に関する事。

ロ 第三十条の規定
による製造保安責
任者等の免状の返
納の命令に関する
こと。

ロ 第十四条第一項の
規定による製造施設
等の変更の許可に関
すること。

ハ 第三十四条の規
定による保安統括
者等の解任の命令
に関する事。

ハ 第十六条第一項の
規定による貯蔵所の
設置の許可に関する
こと。

ニ 第三十八条の規
定による許可の取
消し等に関するこ
と。

ニ 第十九条第一項の
規定による貯蔵所の
変更の許可に関する
こと。

ホ 第五十二条第四

ホ 第二十条第一項及
び第三項の規定によ

項の規定による検
任主任者の解任の
命令に関する事。
ヘ 第五十三条の規
定による登録の取
消し等に関するこ
と。

る完成検査に関する
こと。
ヘ 第二十二条第一項
の規定による高圧力
ス等の輸入検査に関
すること。
ト 第二十六条第二項
の規定による危害予
防規程の変更の命令
に関する事。

チ 第三十五条第一項
の規定による保安検
査に関する事。
リ 第三十九条の規定
による緊急の措置に
関すること。

又 第四十四条第一項
及び第四十九条第一
項の規定による容器
の検査に関する事。
ル 第四十八条第五項
の規定による許可に
関すること。

ヲ 第四十九条の二第
一項及び第四十九条
の四第一項の規定に
よる容器の附属品の
検査に関する事。

ワ 第五十条第三項の
規定による容器検査
所の登録及び更新並
びに同条第四項の規

四 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の施行に関する次のこと。

- イ 第八条の規定による許可の取消しに関すること。
- ロ 第三十一条第五項の規定による免状の返納の命令に関すること。
- ハ 第三十四条の規定による製造保安責任者等の解任の命令に関すること。
- ニ 第四十四条の規定による許可の取消し等に関すること。
- イ 第三条の規定による製造の許可に関すること。
- ロ 第五条の規定による販売営業の許可に関すること。
- ハ 第十条第一項の規定による製造施設等の変更の許可に関すること。
- ニ 第十二条第一項の規定による火薬庫の設置等の許可に関すること。

- 定による容器の種類
の制限に関すること。
- カ 第五十六条第一項の規定によるくす化その他の処分に関すること。
- コ 第六十一条第一項の規定による報告の徴収に関すること。
- ク 第六十三条第二項の規定による報告の命令に関すること。
- ケ 第六十四条の規定による現状変更の指示に関すること。

- ト 第四十五条の三十一（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による解任の命令に関すること。
- チ 第四十五条の三十四（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し等に関すること。

- ホ 第十三条の規定による許可に関すること。
- ヘ 第十五条第一項及び第二項の規定による完成検査に関すること。
- ホ 第十五条第一項ただし書の規定による指定完成検査機関の指定に関すること。
- チ 第十七条第一項の規定による譲渡及び譲受の許可並びに同条第三項の規定による当該許可の取消しに関すること。
- リ 第二十四条第一項の規定による輸入の許可に関すること。
- ヌ 第二十五条第一項の規定による消費の許可及び同条第三項の規定による当該許可の取消しに関すること。
- ル 第二十七条第一項の規定による廃棄の許可に関すること。
- ロ 第二十八条第一項の規定による危害予防規程の認可に関すること。

ること。

ワ 第二十八条第四項の規定による危害予防規程の変更の命令に関すること。

カ 第二十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可及び同条第四項の規定による指定に関すること。

コ 第三十五条第一項の規定による保安検査に関すること。

ク 第三十五条第一項第一号の規定による指定保安検査機関の指定に関すること。

ケ 第三十五条の二第二四項の規定による自主検査の立会いに関すること。

コ 第三十六条第二項の規定による安定度試験の実施命令に関すること。

ク 第四十二条及び第四十六条第二項の規定による報告の徴収に関すること。

ネ 第四十三条第一項

の規定による立入検査等に関すること。

ナ 第四十五条の規定による緊急の措置に関すること。

ラ 第四十五条の二十九第一項（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の認可に関すること。

ム 第四十五条の二十九第三項（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の変更の命令に関すること。

ウ 第四十五条の三十三（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による適合命令に関すること。

エ 第四十七条の規定による現状変更の指示に関すること。

ノ 第五十二条第一項の規定による意見の聴取に関すること。

五 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の施行に関する次のこと。

イ 第十五条の表に規定する安全な場所の指示に関すること。

六 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号）の施行に関する次のこと。

イ 第二十条において準用する第八条第一項及び第十二条第一項の規定による許可並びに第六条及び第十五条の規定による許可の取消し等に関すること。
イ 第十七条第一項及び第十八条の規定による製造の許可に関すること。
ロ 第十九条第一項の規定による販売の事業の許可に関すること。
ハ 第二十四条の規定による報告の徴収に関すること。
ニ 第二十五条第一項の規定による立入検査等に関すること。

七 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）の施行に関する次のこと。

イ 第四条第四項第三号の規定による認定に関すること。
ロ 第四条第六項の規定による免状の返納の命令に関すること。

八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）の施行に関する次のこと。

イ 第二十二条の規定による業務主任者等の解任の命令に関すること。
ロ 第二十五条の規定による登録の取消しに関すること。
ハ 第二十六条の規定による登録の取消し等に関すること。
ニ 第三十五条の規定による保安機関の認定の取消しに関すること。
ホ 第三十五条の規定による液化石油ガス販売事業者の認定の取消しに関すること。
ヘ 第三十七条の七第一項の規定による許可の取消し等に関すること。
ト 第三十八条の四第四項の規定による返納の命令に関すること。

イ 第三条第一項の規定による事業の登録に関すること。
ロ 第二十九条第一項の規定による保安業務の実施の認定に関すること。
ハ 第三十三条第一項の規定による一般消費者等の数の増加の認可に関すること。
ニ 第三十五条第一項の規定による保安業務規程の認可に関すること。
ホ 第三十五条の六第一項の規定による保安の確保の方法等の認定に関すること。
ヘ 第三十六条第一項の規定による貯蔵施設等の設置の許可に関すること。
ト 第三十七条の二第一項（第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による変更の許可に関すること。

イ 第三条第一項の規定による事業の登録に関すること。
ロ 第二十九条第一項の規定による保安業務の実施の認定に関すること。
ハ 第三十三条第一項の規定による一般消費者等の数の増加の認可に関すること。
ニ 第三十五条第一項の規定による保安業務規程の認可に関すること。
ホ 第三十五条の六第一項の規定による保安の確保の方法等の認定に関すること。
ヘ 第三十六条第一項の規定による貯蔵施設等の設置の許可に関すること。
ト 第三十七条の二第一項（第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による変更の許可に関すること。

<p>九 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の施行に関する次のこと。</p>		<p>チ 第三十七条の第三項（第三十七条の第四項において準用する場合を含む。）の規定による検査に関すること。</p> <p>リ 第三十七条の第四項の規定による充てん設備の許可に関すること。</p> <p>又 第三十七条の第六項の規定による保安検査に関すること。</p> <p>ル 第三十八条の第四項第三号の規定による認定に関すること。</p> <p>ヲ 第八十二条第一項第二項及び第五項の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>ワ 第八十三条第一項から第四項まで及び第七項の規定による立入検査等に関すること。</p>
<p>イ 第二十八条第一項の規定による登録の取消し等に関すること。</p>		<p>イ 第三条第一項及び第三項の規定による登録に関すること。</p>

<p>別表第一「資源エネルギー課の項を削り、同表労政・能力開発課の項の第六号中「青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則」を「青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条列施行規則」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第十七条」を「第二十一条」に改め、同表観光推進課の項中「観光推進課」を「観光計画課」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号の部長専決事項の欄イを削り、同号を第三号とし、同項の次に次のように加える。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="306 1137 762 1478"> <p>課 推 進 交 流 線 幹 新</p> <p>一 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の施行に関する次のこと。</p> </td> <td data-bbox="306 1478 762 1742"> <p>イ 第三十三条第一項の規定による通訳案内士に対する懲戒に関すること。</p> </td> <td data-bbox="306 1742 762 2056"> <p>イ 第十八条の規定による通訳案内士の登録に関すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="306 1478 762 2056"> <p>二 その他の事項に関する次のこと。</p> </td> <td data-bbox="306 1478 762 1742"> <p>イ 観光宣伝に関すること。</p> </td> <td data-bbox="306 1478 762 2056"></td> </tr> </table>	<p>課 推 進 交 流 線 幹 新</p> <p>一 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第三十三条第一項の規定による通訳案内士に対する懲戒に関すること。</p>	<p>イ 第十八条の規定による通訳案内士の登録に関すること。</p>	<p>二 その他の事項に関する次のこと。</p>	<p>イ 観光宣伝に関すること。</p>		<p>十 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第一百六条第二項の規定による土地の使用等に係る許可の協議に関すること。</p> <p>イ 第二十四条の規定による鉱業権の設定出願の協議に関すること。</p> <p>ロ 第三十三条の規定による苦情の処理に関すること。</p>
<p>課 推 進 交 流 線 幹 新</p> <p>一 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第三十三条第一項の規定による通訳案内士に対する懲戒に関すること。</p>	<p>イ 第十八条の規定による通訳案内士の登録に関すること。</p>						
<p>二 その他の事項に関する次のこと。</p>	<p>イ 観光宣伝に関すること。</p>							

別表第一「資源エネルギー課の項を削り、同表労政・能力開発課の項の第六号中「青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則」を「青森県職業能力開発校条列施行規則」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第十七条」を「第二十一条」に改め、同表観光推進課の項中「観光推進課」を「観光計画課」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号の部長専決事項の欄イを削り、同号を第三号とし、同項の次に次のように加える。

又 第十一条の三十三第三項の規定による契約条件の変更の申出の承認に関する
こと。

ル 第十一条の三十九第一項の規定による共済調査人の選任及び契約条件の変更
の内容等の調査に関すること。

ヲ 第十一条の三十九第三項の規定による共済調査人の解任に関すること。

ワ 第十一条の三十九第四項において準用する民事再生法（平成十一年法律第二
百二十五号）第六十一条第一項の規定による共済調査人の報酬の決定に関する
こと。

力 第十一条の四十二第一項の規定による議決等に係る契約条件の変更の承認に
関すること。

別表第一団体経営改善課の項の第一号の部長専決事項の欄中トをりとし、へ次に
次のように加える。

ト 第十一条の十五第一項ただし書の規定による価格変動準備金の積立てをしな
いことについての認可に関すること。

チ 第十一条の十五第二項ただし書の規定による価格変動準備金の取崩しの認可
に関すること。

別表第一団体経営改善課の項の第一号の課長専決事項の欄口及びハ中「所管区域に」
の下に「わたり、又は地域県民局及び農林水産事務所の所管区域に」を加え、同項の
第十号の部長専決事項の欄ニ中「所管区域に」の下に「わたり、又は地域県民局及び
農林水産事務所の所管区域に」を加え、同号の課長専決事項の欄イ及びロ中「農業近
代化資金助成法」を「農業近代化資金助成法」に改め、同欄ハ中「漁業近代化資金助
成法」を「漁業近代化資金助成法」に改め、同欄ニを削り、同号を同項の第十一号と
し、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項の
第六号の課長専決事項の欄イ及びロ中「所管区域に」の下に「わたり、又は地域県民
局及び農林水産事務所の所管区域に」を加え、同号を同項の第七号とし、同項の第五
号の課長専決事項の欄イ及びロ中「所管区域に」の下に「わたり、又は地域県民局及
び農林水産事務所の所管区域に」を加え、同号を同項の第六号とし、同項中第四号を
第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加
える。

二 農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の施
行に関する次のこと（二以上の農林水産事務所の所管区域にわたり、又
は地域県民局及び農林水産事務所の所管区域にわたる区域を地区とする
農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものに限る。）。

イ 第六百六十九条第七
項の規定による業務
報告書の提出の延期
の承認に関すること。
ロ 第七百七十三条第二
項の規定による縦覧
の開始の延期の承認
に関すること。
ハ 第八百八十九条第六
項の規定による事業
計画書等の提出の延
期の承認に関するこ
と。

別表第一構造政策課の項の第一号の部長専決事項の欄中ホをチとし、二の次に次の
ように加える。

ホ 第二十七条の四の規定による調停に関すること。

ヘ 第二十七条の七第一項の規定による特定利用権の設定の裁定に関すること。

ト 第二十七条の十の規定による特定利用権に係る賃貸借の解除の承認に関する
こと。

別表第一構造政策課の項の第二号の部長専決事項の欄ホからトまでを削り、同欄チ
中「第十五条の十五第一項」を「第十五条の二第一項」に改め、同チを同欄ホとし、
同項の第七号の部長専決事項の欄ロ中「第二十四条」を「第三十二条」に改め、同欄
ハ中「第二十六条において準用する第二十条第一項」を「第三十五条」に改め、同表
畜産課の項の第八号中「医療用具」を「医療機器」に改め、同表林政課の項の第一号
の課長専決事項の欄イ中「所管区域に」の下に「わたり、又は地域県民局及び農林水
産事務所の所管区域に」を加え、同表農村整備課の項の第七号の部長専決事項の欄ハ
を削り、同表水産振興課の項の第三号から第八号までの規定中「こと」の下に「地
域県民局の地域農林水産部の水産事務所の水産事務所長及び」を加え、同表道路課の
項の第三号の部長専決事項の欄ホ中「第四十八条の四第一項」を「第四十八条の五第
一項」に改め、同欄へを同欄トとし、同トの前に次のように加える。
へ 第四十八条の九の規定による施設の譲受けの承認に関すること。

別表第一道路課の項の第三号の課長専決事項の欄八中「第四十八条の七第四項」を「第四十八条の十三第四項」に改め、同欄水中「第四十八条の六」を「第四十八条の十二」に改め、同表河川砂防課の項の第三号の部長専決事項の欄イ中「第十条の二第二項」を「第十一条第一項」に改め、同欄口中「第十条の三」を「第十二条第一項」に改め、同欄子中「第二十五条」を「第三十二条第二項」に改め、同子を同欄リとし、同欄ト中「第十三条」を「第二十条」に改め、同トを同欄チとし、同欄ヘ中「第十一条」を「第十八条」に改め、同ヘを同欄トとし、同欄ホを削り、同欄ニ中「第十条の六第一項」を「第十六条第一項」に改め、同ニを同欄ヘとし、同欄ハ中「第十条の四第一項」を「第十四条第一項」に改め、同ハを同欄ホとし、同ホの前に次のように加える。

- 八 第十二条第二項の規定による警戒水位の決定に関する事。
- 二 第十三条第二項の規定による特別警戒水位の決定に関する事。

別表第一都市計画課の項の第三号中「準備局長及び局長補佐」を「準備室長及び室長補佐」に改め、同項の第四号の部長専決事項の欄中イ及びロを削り、ハをイとし、ニを削り、ホをロとし、ヘをハとし、トをニとし、チをホとし、リからルまでを削り、同号の課長専決事項の欄中イからハまでを削り、同項の第五号を次のように改める。

五 青森県屋外広告物条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十五号）の施行に関する次のこと。	
イ 第三十九条第一項の規定による屋外広告業の登録の取消し等に関すること。	イ 第二十七条第一項の規定による屋外広告業の登録（同条第三項の規定による更新の登録を含む。）に関すること。

別表第一都市計画課の項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同表建築住宅課の項の第一号の部長専決事項の欄子中「第七項」を「第八項」に改め、同欄ヨ中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同欄に次のように加える。

- ネ 第八十六条の八第一項の規定による全体計画の認定、同条第三項の規定による認定を受けた全体計画の変更の認定及び同条第六項の規定による認定の取消

しに関する事。

別表第一建築住宅課の項の第一号の課長専決事項の欄イ中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に改め、同欄ハ中「第五十二条第九項、第十項及び第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項及び第十四項」に、「第五十七条の二第三項」を「第五十七条の五第三項」に改め、「第五十六条の二第一項ただし書」の下に、「第五十七条の四第一項ただし書」を加え、同項の第四号の部長専決事項の欄イ中「第五条第一項」を「第八条第一項」に改め、同欄口中「第六条第一項」を「第九条第一項」に改め、同欄ハ中「第九条」を「第十二条」に改め、同項の第十四号の部長専決事項の欄イ中「第三十一条の二第二項第十三号八、第六十二条の三第四項第十三号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同項の課長専決事項の欄イ中「第三十一条の二第二項第十三号八、第六十二条の三第四項第十三号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同欄口中「第三十一条の二第二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」に改める。

別表第二中

出先機関を

出先機関の長及び地域県民局長に改め、同表各出先機関共通（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項中「各出先機関共通」を「出先機関の長（地域県民局長を除く。）及び地域県民局長共通」に改め、同表青森県財務規則別表第一に掲げる公所である出先機関（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項中「出先機関」を「出先機関の長（地域県民局長を除く。）及び地域県民局長」に改め、同表事務委任規則第二十二條第二号の規定により知事が指定した出先機関の項中「出先機関」を「出先機関の長（当該出先機関が地域県民局である場合にあつては、地域県民局の地域連携室長）」に改め、同表給料表の適用範囲（昭和三十一年十一月人事委員会規則七・三八）第六條第二号から第七号までに掲げる試験研究機関等である出先機関の項中「出先機関」を「出先機関の長」に改め、同項の次に次のように加える。

出先機関の長及び地域県民局長に改め、同表各出先機関共通（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項中「各出先機関共通」を「出先機関の長（地域県民局長を除く。）及び地域県民局長共通」に改め、同表青森県財務規則別表第一に掲げる公所である出先機関（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項中「出先機関」を「出先機関の長（地域県民局長を除く。）及び地域県民局長」に改め、同表事務委任規則第二十二條第二号の規定により知事が指定した出先機関の項中「出先機関」を「出先機関の長（当該出先機関が地域県民局である場合にあつては、地域県民局の地域連携室長）」に改め、同表給料表の適用範囲（昭和三十一年十一月人事委員会規則七・三八）第六條第二号から第七号までに掲げる試験研究機関等である出先機関の項中「出先機関」を「出先機関の長」に改め、同項の次に次のように加える。

地域県民局長

- 一 地域県民局長の旅行命令及び旅行復命の受理に関すること
（外国旅行に係るものを除く。）。
- 二 地域県民局長の週休日の振替等、勤務時間の割振り、休日の代休日の指定並びに休暇（病気休暇を除く。）の承認等に関すること。
- 三 地域県民局長の職務に専念する義務の特例第二条第三号から第五号まで及び第八号（家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関することに限る。）に規定する事項に係る承認に関すること。
- 四 法令に基づき地域県民局長をして調査、立入検査、監視、質問、指導、要求等（本庁で処理するものを除く。）を行わせること。
- 五 職員の給与に関する条例第十一条の三の規定による地域県民局長が人事委員会の定める条件に該当する場合の認定に関すること。
- 六 地域県民局長に係る管理職員特別勤務手当第三条の規定による管理職員特別勤務実績簿の作成に関すること。
- 七 扶養手当第四条の規定による地域県民局長の扶養親族の届出に係る事実及び扶養手当の月額認定並びに第五条の規定による事後の確認に関すること。
- 八 通勤手当第四条の規定による地域県民局長の通勤の届出に係る事実の確認及び通勤手当の月額決定又は改定並びに第二十二條の規定による事後の確認に関すること。
- 九 地域県民局長に係る職員等の旅費に関する条例第三十一条第一項の規定による旅費の調整に関すること。
- 十 住居手当第六条の規定による地域県民局長の住居の届出に係る事実の確認及び住居手当の月額決定又は改定並びに第九条の規定による事後の確認に関すること。
- 十一 児童手当法の施行に関する次に掲げる事務で、地域県民局長に係るもの
 - イ 第十七条第一項（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定によ

つて読み替えられる児童手当法第七条の規定による児童手当の受給資格及び額の認定に関すること。

- 第十七条第一項（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定によつて読み替えられる児童手当法第十四条の規定による不正利得の徴収に関すること。
- ハ 第二十六条第二項（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働省令で定める事項の届出等の受理に関すること。
- ニ 第二十七条第一項（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出の命令に関すること。
- ホ 第二十八条（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の閲覧、資料の提供及び報告の要求に関すること。
- 十二 地域県民局長に係る青森県財務規則第三百二十九条の規定による前渡資金精算書の受理及びその内容の調査に関すること（報酬、給料、職員手当等及び賃金の前渡で電子計算組織により処理されたものに限る。）。
- 十三 単身赴任手当第八条の規定による地域県民局長の単身赴任の届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定並びに第十条の規定による事後の確認に関すること。

別表第二「青森県鉄道管理事務所」の項中、「青森県鉄道管理事務所」を「青森県水道管理事務所」に改め、同表健康福祉こどもセンター女性相談所の項中

「健康福祉こどもセンター」を「地域県民局の地域健康福祉部長」女性相談所を「健康福祉こどもセンター」の所長に改め、同表農林水産事務所

農林水産事務所を

地域県民局の地域農林水産部長
農林水産事務所の所長

に改め、同項の第一号イ及び第二号イ中「所管

区域に」の下に「わたり、又は地域県民局及び農林水産事務所の所管区域に」を加え、同項に次の一号を加える。

十二 用途の廃止をした県有土地改良財産等の譲与に関する事。

別表第一県土整備事務所の項中「県土整備事務所」を

「地域県民局の地域整備部長
県土整備事務所の所長」
に改める。

別表第二の二中

青森県東京事務所次長	青森県東京事務所の庶務担当の内部組織の長
青森県自治研修所の庶務担当の内部組織の長	青森県自治研修所の庶務担当責任者

を

地域県民局の県税部の庶務担当の内部組織の長	地域県民局の県税部の庶務担当責任者
地域県民局の地域農林水産部の庶務担当の内部組織の長	地域県民局の地域農林水産部の庶務担当責任者
地域県民局の地域整備部の庶務担当の内部組織の長	地域県民局の地域整備部の庶務担当責任者

青森県東京事務所次長
青森県東京事務所の庶務担当の内部組織の長

に、「青森県消防学校副校長」を「青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長」を「青森県消防学校の庶務担当責任者」に改め、

健康福祉こどもセンターの総務企画室長
健康福祉こどもセンターの庶務担当責任者

を削り、「青森県立あすなろ学園次長」を「青森県立あすなろ医療療育センター次長」に、「青森県立あすなろ学園」を「青森県立あすなろ医療療育センター」に、「青森県立さわらび園次長」を「青森県立さわらび医療療育センター次長」に、「青森県立さわらび園」を「青森県立さわらび医療療育センター」に、

青森空港管理事務所次長
青森空港管理事務所の庶務担当の内部組織の長

を

青森空港管理事務所次長	青森空港管理事務所
地域県民局の地域健康福祉部の総務企画室長	地域県民局の地域健康福祉部の庶務担当責任者
健康福祉こどもセンターの総務企画室長	健康福祉こどもセンターの庶務担当責任者

一 扶養手当第四条の規定による職員の扶養親族の届出に係る事実及び扶養手当の月額認定並びに第五条の規定による事後の確認に関する事。
二 通勤手当第四条の規定による職員の通勤の届出に係る事実の確認及び通勤手当の月額決定又は改定並びに第二十二條の規定による事後の確認に関する事。

三 住居手当第六条の規定による職員の仕事の届出に係る事実の確認及び住居手当の月額決定又は改定並びに第九条の規定による事後の確認に関する事。

四 児童手当法の施行に関する次に掲げる事務で、職員に係るもの

イ 第十七条第一項（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定によつて読み替えられる児童手当法第七条の規定による児童手当の受給資格及び額の認定に関する事。

ロ 第十七条第一項（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定によつて読み替えられる児童手当法第十四条の規定による不正利得の徴収に関する事。

ハ 第二十六条第二項（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働省令で定める事項の届出等の受理に関する事。

ニ 第二十七条第一項（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出の命令に関する事。

ホ 第二十八条（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の閲覧、資料の提供及び報告の要求に関する事。

五 単身赴任手当第八条の規定による職員の単身赴任の届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定並びに第十条の規定による事後の確認に関する事。

に改め、「（西北地方健康福祉こどもセンター福祉部の鯉ヶ沢町駐在の次長を除く。）」、「（西北地方福祉事務所鯉ヶ沢支所の担当区域に係るものを除く。）」及び

西北地方健康福祉こどもセンター福祉部の鯉ヶ沢町駐在の次長

あらかじめ健康福祉部長の承認を得て西北地方健康福祉こどもセンター所長が指定する職員

一 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付に関する事（西北地方福祉事務所鯉ヶ沢支所の担当区域に係るものに限る。）。

二 児童扶養手当法の施行に関する次のこと（西北地方福祉事務所鯉ヶ沢支所の担当区域に係るものに限る。）。

イ 第四条第一項の規定による手当の支給に関する事。

ロ 第六条第一項の規定による受給資格及び手当の額の認定に関する事。

ハ 第八条の規定による手当の額の改定に関する事。

ニ 第十二条第二項の規定による返還金の徴収に関する事。

ホ 第二十三条第一項の規定による不正利得の徴収に関する事。

ヘ 第二十八条の規定による届出等の受理に関する事。

ト 第二十九条の規定による調査に関する事。

チ 第三十条の規定による官公署に対する書類の閲覧及び資料の提供並びに銀

<p>支所長 を 職 に改め、同表支所長共通の項中「支所長共通」を</p>	<p>行等に対する報告の請求に関すること。 三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する次のこと（西北地方福祉事務所鯉ヶ沢支所の担当区域に係るものに限る。）。 イ 第五条の規定による受給資格及び手当の額の認定に関すること。 ロ 第十六条において準用する児童扶養手当法第八条の規定による手当の額の改定に関すること。 八 第三十五条の規定による届出等の受理に関すること（特別児童扶養手当に係るものに限る。）。 二 第三十六条の規定による調査に関すること（特別児童扶養手当に係るものに限る。）。 ホ 第三十七条の規定による官公署に対する書類の閲覧及び資料の提供並びに銀行等に対する報告の請求に関すること（特別児童扶養手当に係るものに限る。）。 四 青森県愛護手帳（療育手帳）の交付に關すること（西北地方福祉事務所鯉ヶ沢支所の担当区域に係るものに限る。）。</p>
---	--

を削り、同表の備考中「出先機関」の下に「（地域県民局を除く。）並びに地域県民局の県税部、地域健康福祉部、地域農林水産部及び地域整備部」を加え、「総括主査」を削る。

別表第三中

<p>地域農林水産部長等指定駐在職員</p>	<p>「支所長 地域県民局の地域健康福祉部の総務企画室長、保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長 中地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長 三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長 東京事務所の東京都中央区駐在の内部組織の長 健康福祉こどもセンターの総務企画室長、保健部長、福祉部長及びこども相談部長 上北地方農林水産事務所の農村整備事務担当の次長 西北地方農林水産事務所次長 青森県農林総合研究センターの藤坂稲作研究部長、砂丘研究部長、りんご試験場の県南果樹研究センター所長、畜産試験場の和牛改良技術センター所長及び和牛改良資源センター所長並びに林業試験場の木材加工部長 青森県水産総合研究センターの八戸漁業用海岸局長 青森県ふるさと食品研究センター農産物加工指導センターのつがる農産物加工センター所長 に改め、同項の第一号中「所属職員（支所長を含む。以下この項において同じ。）」を「当該所属職員、室の職員、総室の職員、農村整備事務担当の職員、内部組織の職員、部の職員、五所川原市駐在の農村整備事務以外の事務担当の職員、五所川原市駐在の農村整備事務担当の職員、つがる市駐在の農村整備事務担当の職員、センター（青森県ふるさと食品研究センター農産物加工指導センターにあつては、つがる農産物加工センター）の職員又は同の職員（当該支所長、室長、総室長、次長、内部組織の長、部長、所長又は局長（以下この項において「支所長等」という。）を含む。以下この項において「所属職員等」という。）」に改め、同項の第二号及び第三号中「所属職員」を「所属職員等」に改め、同項の第四号中「所属職員」を「所属職員等」に、「支所長」を「支所長等」に改め、同項の第五号中「所属職員」を「所属職員等」に改め、同項の次に次のように加える。</p>
------------------------	--

一 黒石市駐在、三戸町駐在若しくは三沢市駐在の職員又はつがる市駐在の農村整備事務以外の事務担当の職員（地域農林水産部長等指定駐在職員を含む。以下この項において「駐在職員」

を

地域県民局の地域連携室長	あらかじめ企画政策部長の承認を得て地域連携室長が指定する職員
	一 事務委任規則第二十三条第一号に掲げる事務（人事課給与事務担当グループリーダー並びに地域県民局の県税部次長、地域健康福祉部の総務企画室長、地域農林水産部の庶務担当の内部組織の長及び

青森県東京事務所次長	青森県東京事務所庶務担当の内部組織の長
青森県自治研修所の庶務担当の内部組織の長	青森県自治研修所の庶務担当責任者

別表第三農林水産事務所の水産事務所長の項中「農林水産事務所の水産事務所の水産事務所長」を「地域県民局の地域農林水産部の水産事務所の水産事務所長」と改める。

別表第四の二中

	<p>という。）の旅行命令及び旅行復命の受理に關すること（外国旅行に係るものを除く。）。</p> <p>二 駐在職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に關すること。</p> <p>三 駐在職員の週休日の振替等、勤務時間の割り振り、休日の代休日の指定並びに休暇（病気休暇のうち結核性疾患に係るものを除く。）及び部分休業（地域農林水産部長等指定駐在職員の部分休業を除く。）の承認等に関する事。</p> <p>四 駐在職員に係る管理職員特別勤務手当第三條の規定による管理職員特別勤務実績簿の作成に關すること。</p>
--	---

地域県民局の県税部長	地域県民局の県税部次長（県税部次長が不在のときは、あらかじめ総務部長の承認を得て県税部長が指定する職員）	地域整備部の庶務担当の内部組織の長（以下この表において「県税部次長等」という。）が処理するものを除く。）
中南地域県民局及び三八地域県民局の地域農林水産部長	当該事務を担当する地域農林水産部次長（当該事務を担当する地域農林水産部次長が不在のときは他の地域農林水産部次長、地域農林水産部次長二人がともに不在のときはあらかじめ農林水産部長の承認を得て地域農林水産部長が指定する職員）	二 事務委任規則第二十三条第二号に掲げる事務
		三 事務委任規則第二十三条第三号に掲げる事務（県税部次長等が処理するものを除く。）
		四 事務委任規則第二十三条第七号に掲げる事務
		五 事務委任規則第二十三条第八号に掲げる事務
		六 事務委任規則第二十三条第十号に掲げる事務

中南地域県民局 地域整備部長	三八地域県民局 及び下北地域 民局の地域整備 部長	下北地域県民局 地域農林水産部 長
当該事務を担当 する地域整備部 次長（当該事務 を担当する地域 整備部次長が不 在のときは他の 地域整備部次長 地域整備部次長 二人がともに不 在のときはあら かじめ県土整備 部長の承認を得 て地域整備部長 が指定する職員）	地域整備部次長 （地域整備部次 長が不在のとき は、あらかじめ 県土整備部長の 承認を得て地域 整備部長が指定 する職員）	地域農林水産部 次長（地域農林 水産部次長が不 在のときは、あ らかじめ農林水 産部長の承認を 得て地域農林水 産部長が指定す る職員）

地域整備部長	地域整備部次長 （地域整備部次 長が不在のとき は、あらかじめ 県土整備部長の 承認を得て地域 整備部長が指定 する職員）	地域農林水産部 次長（地域農林 水産部次長が不 在のときは、あ らかじめ農林水 産部長の承認を 得て地域農林水 産部長が指定す る職員）
地域整備部長 が指定する職員）	地域整備部長が指定 する職員）	地域農林水産部 次長が指定する 職員）

地域整備部長 が指定する職員）	地域整備部長が指定 する職員）	地域農林水産部 次長が指定する 職員）
地域整備部長が指定する職員）	地域整備部長が指定する職員）	地域農林水産部次長が指定する職員）

に、「青森県消防学校副校長」を「青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長」を「青森県消防学校の庶務担当責任者」に、「青森県立あすなろ学園次長」を「青森県立あすなろ医療療育センター次長」に、「青森県立あすなろ学園」を「青森県立あすなろ医療療育センター」に、「青森県立さわらび園次長」を「青森県立さわらび医療療育センター」に、「青森県立さわらび園」を「青森県立さわらび医療療育センター」に、「振替命令及び返納通知に関すること（研究センターの試験場等の長が処理するものを除く。）」を「事務委任規則第二十三条第四号に掲げる事務（研究センターの試験場等の長が処理するものを除く。）」に、「有価証券（公有財産である有価証券を除く。）の出納通知に関すること（研究センターの試験場等の長が処理するものを除く。）」を「事務委任規則第二十三条第五号に掲げる事務（研究センターの試験場等の長が処理するものを除く。）」に、「歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関すること（研究

地域県民局の地 域健康福祉部長	職	専 決 事 項
	地域県民局の地 税部長	一 事務委任規則第四条第一項第一号に掲げる事務
一	事務委任規則第四条の三第四号口に掲げる事務	事務
二	事務委任規則第四条の三第五号イ及びホに掲げる事務	
三	事務委任規則第四条の三第六号イ及びホに掲げる事務	
四	事務委任規則第四条の三第六号の二ホに掲げる事務	
五	事務委任規則第四条の三第八号ホに掲げる事務	
六	事務委任規則第四条の三第九号二及びホに掲げる事務	
七	事務委任規則第四条の三第十二号ホからトまでに掲げる事務	
八	事務委任規則第四条の三第十二号の三へ及びトに掲げる事務	

センターの試験場等の長が処理するものを除く。）」を「事務委任規則第二十三条第六号に掲げる事務（研究センターの試験場等の長が処理するものを除く。）」に、「物品の管理及び処分に関すること（研究センターの試験場等の長が処理するものを除く。）」を「事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事務（研究センターの試験場等の長が処理するものを除く。）」に、「税外諸収入金の徴収及び債権の管理（地方自治法第九十六条第一項第十二号に規定する事項に係るもの及び応訴に係るものを除く。）」に関すること。）」を「事務委任規則第二十三条第一号に掲げる事務」に、「振替命令及び返納通知に関すること。）」を「事務委任規則第二十三条第四号に掲げる事務」に、「有価証券（公有財産である有価証券を除く。）」の出納通知に関すること。）」を「事務委任規則第二十三条第五号に掲げる事務」に、「歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関すること。）」を「事務委任規則第二十三条第六号に掲げる事務」に、「物品の管理及び処分に関すること。）」を「事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事務」に改め、同表の備考中「出先機関」の下に「（地域県民局を除く。）」並びに地域県民局の県税部、地域健康福祉部、地域農林水産部及び地域整備部」を加え、「総括主査」を削る。

別表第五を次のように改める。

別表第五（第五条関係）

地域県民局の地 域農林水産部長	職	専 決 事 項	
	一	事務委任規則第十三条第一項第一号に掲げる事務	事務
	二	事務委任規則第十三条第一項第二号に掲げる事務	
	三	事務委任規則第十三条第一項第三号に掲げる事務	
	四	事務委任規則第十三条第一項第八号に掲げる事務	
	五	事務委任規則第十三条第一項第九号に掲げる事務	
	六	事務委任規則第十三条第一項第十号に掲げる事務	
	七	事務委任規則第十三条第一項第十一号に掲げる事務	
	八	事務委任規則第十三条第一項第十二号に掲げる事務	
	九	事務委任規則第十三条第一項第十一号の三に掲げる事務	
	十	事務委任規則第十三条第一項第十二号に掲げる事務	
	十一	事務委任規則第十三条第一項第十二号の二に掲げる事務	
	十二	事務委任規則第十三条第一項第十二号の三に掲げる事務	
	十三	事務委任規則第十三条第一項第十三号に掲げる事務	
	十四	事務委任規則第十三条第一項第十四号に掲げる事務	
	十五	事務委任規則第十三条第一項第十五号に掲げる事務	
	十六	事務委任規則第十三条第一項第十六号に掲げる事務	
	十七	事務委任規則第十三条第一項第二十五号に掲げる事務	
十八	事務委任規則第十三条第一項第二十五号の二に掲げる事務		

九 事務委任規則第四条の三第十四号ホに掲げる事務

十 事務委任規則第四条の三第十六号に掲げる事務（同号イに掲げるものを除く。）」

十一 事務委任規則第四条の三第十八号ル（改善命令に関するものに限る。）」に掲げる事務

十二 事務委任規則第四条の三第二十三号ホ及びビ子に掲げる事務

十三 事務委任規則第四条の三第三十号口に掲げる事務

十四 事務委任規則第四条の三第三十三号ハ、ホ（生活保護法第二十八条第四項に係るものに限る。）」、夕及びレに掲げる事務

十九 事務委任規則第十三条第一項第二十五号の三に掲げる事務

二十 事務委任規則第十三条第一項第二十五号の四に掲げる事務

二十一 事務委任規則第十三条第一項第二十五号の六に掲げる事務

二十二 事務委任規則第十三条第一項第二十五号の七に掲げる事務

二十三 事務委任規則第十三条第一項第三十四号に掲げる事務

二十四 事務委任規則第十三条第一項第三十五号に掲げる事務

二十五 事務委任規則第十三条第一項第三十六号に掲げる事務
(中南地域県民局及び三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長並びに地域農林水産部の漁港漁場整備事務所の漁港漁場整備事務所長の専決に係るものを除く。)

二十六 事務委任規則第十三条第一項第三十七号に掲げる事務

二十七 事務委任規則第十三条第一項第三十八号に掲げる事務

二十八 事務委任規則第十三条第一項第三十九号に掲げる事務
(中南地域県民局及び三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長並びに地域農林水産部の漁港漁場整備事務所の漁港漁場整備事務所長の専決に係るものを除く。)

二十九 事務委任規則第十三条第一項第四十号に掲げる事務
(中南地域県民局及び三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長並びに地域農林水産部の漁港漁場整備事務所の漁港漁場整備事務所長の専決に係るものを除く。)

三十 事務委任規則第十三条第一項第四十一号に掲げる事務

三十一 事務委任規則第十三条第一項第四十二号に掲げる事務
(中南地域県民局及び三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長の専決に係るものを除く。)

三十二 事務委任規則第十三条第一項第四十三号に掲げる事務
(中南地域県民局及び三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長の専決に係るものを除く。)

三十三 事務委任規則第十三条第一項第四十四号に掲げる事務

三十四 事務委任規則第十三条第一項第四十五号に掲げる事務
(中南地域県民局及び三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長の専決に係るものを除く。)

三十五 事務委任規則第十三条第一項第四十六号に掲げる事務
(中南地域県民局及び三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長の専決に係るものを除く。)

三十六 事務委任規則第十三条第一項第四十七号に掲げる事務
(中南地域県民局及び三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長の専決に係るものを除く。)

三十七 事務委任規則第十三条第一項第四十八号に掲げる事務
(中南地域県民局及び三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長の専決に係るものを除く。)

三十八 事務委任規則第十三条第一項第四十九号に掲げる事務
(中南地域県民局及び三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長の専決に係るものを除く。)

三十九 事務委任規則第十三条第一項第五十号に掲げる事務
(中南地域県民局及び三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長の専決に係るものを除く。)

四十 事務委任規則第十三条第一項第五十一号に掲げる事務
(中南地域県民局及び三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長の専決に係るものを除く。)

四十一 事務委任規則第十三条第一項第五十一号の二に掲げる事務

四十二 事務委任規則第十三条第一項第五十二号に掲げる事務

四十三 事務委任規則第十三条第一項第五十二号の二に掲げる事務

四十四 事務委任規則第十三条第一項第五十二号の三に掲げる事務

四十五 事務委任規則第十三条第一項第五十二号の四に掲げる事務

四十六 事務委任規則第十三条第一項第五十二号の五に掲げる事務

三八地域農政局 及び下北地域農 民局の地域農林 水産部長	一 事務委任規則第十三条第三項第一号へに掲げる事務 二 事務委任規則第十三条第三項第二号イ及びハに掲げる事務 三 事務委任規則第十三条第三項第四号二に掲げる事務
地域農政局の地 域整備部長	一 事務委任規則第十八条第一項第一号に掲げる事務（三八地域農政局地域整備部八戸港管理所の港管理所長の専決に係るものを除く。） 二 事務委任規則第十八条第一項第二号に掲げる事務 三 事務委任規則第十八条第一項第三号に掲げる事務 四 事務委任規則第十八条第一項第三号の二に掲げる事務（三八地域農政局地域整備部八戸港管理所の港管理所長の専決に係るものを除く。）
事務 一五 事務委任規則第十八条第一項第九号に掲げる事務 一六 事務委任規則第十八条第一項第十号に掲げる事務 一七 事務委任規則第十八条第一項第十一号に掲げる事務 一八 事務委任規則第十八条第一項第十一号の二に掲げる事務 九 事務委任規則第十八条第一項第五号の三に掲げる事務 八 事務委任規則第十八条第一項第五号の二に掲げる事務 七 事務委任規則第十八条第一項第五号の二に掲げる事務 六 事務委任規則第十八条第一項第五号に掲げる事務 五 事務委任規則第十八条第一項第四号に掲げる事務 四 事務委任規則第十八条第一項第四号に掲げる事務 三 事務委任規則第十八条第一項第三号に掲げる事務 二 事務委任規則第十八条第一項第二号に掲げる事務 一 事務委任規則第十八条第一項第一号に掲げる事務 十二 事務委任規則第十八条第一項第六号の三に掲げる事務 十三 事務委任規則第十八条第一項第七号に掲げる事務（三八地域農政局地域整備部八戸港管理所の港管理所長の専決に係るものを除く。） 十四 事務委任規則第十八条第一項第八号に掲げる事務（三八地域農政局地域整備部八戸港管理所の港管理所長の専決に係るものを除く。） 十五 事務委任規則第十八条第一項第九号に掲げる事務 十六 事務委任規則第十八条第一項第十号に掲げる事務 十七 事務委任規則第十八条第一項第十一号に掲げる事務 十八 事務委任規則第十八条第一項第十一号の二に掲げる事務	

十九 事務委任規則第十八条第一項第十一号の三に掲げる事務 二十 事務委任規則第十八条第一項第十一号の四に掲げる事務 二十一 事務委任規則第十八条第一項第十一号の五に掲げる事務 二十二 事務委任規則第十八条第一項第十一号の六に掲げる事務 二十三 事務委任規則第十八条第一項第十一号の七に掲げる事務 二十四 事務委任規則第十八条第一項第十一号の八に掲げる事務 二十五 事務委任規則第十八条第一項第十二号に掲げる事務 二十六 事務委任規則第十八条第一項第十三号に掲げる事務 二十七 事務委任規則第十八条第一項第十三号の二に掲げる事務 二十八 事務委任規則第十八条第一項第十三号の三に掲げる事務 二十九 事務委任規則第十八条第一項第十四号に掲げる事務 三十 事務委任規則第十八条第一項第十四号の二に掲げる事務 三十一 事務委任規則第十八条第一項第十五号に掲げる事務 三十二 事務委任規則第十八条第一項第十七号に掲げる事務 三十三 事務委任規則第十八条第一項第十八号に掲げる事務 三十四 事務委任規則第十八条第一項第十九号に掲げる事務 三十五 事務委任規則第十八条第一項第二十号に掲げる事務 三十六 事務委任規則第十八条第一項第二十一号に掲げる事務 三十七 事務委任規則第十八条第一項第二十二号に掲げる事務 三十八 事務委任規則第十八条第二項第一号に掲げる事務 三十九 事務委任規則第十八条第二項第二号に掲げる事務 四十 事務委任規則第十八条第二項第三号に掲げる事務

<p>中南地域県民局 及び三八地域県民局の地域整備部長</p>	<p>一 事務委任規則第十八条第四項第一号に掲げる事務 二 事務委任規則第十八条第四項第二号に掲げる事務</p>
<p>三八地域県民局 及び下北地域県民局の地域整備部長</p>	<p>一 事務委任規則第十八条第三項第一号に掲げる事務（三八地域県民局地域整備部八戸港管理所の港管理所長の専決に係るものを除く。） 二 事務委任規則第十八条第三項第二号に掲げる事務（三八地域県民局地域整備部八戸港管理所の港管理所長の専決に係るものを除く。） 三 事務委任規則第十八条第三項第三号に掲げる事務（三八地域県民局地域整備部八戸港管理所の港管理所長の専決に係るものを除く。） 四 事務委任規則第十八条第三項第四号に掲げる事務（三八地域県民局地域整備部八戸港管理所の港管理所長の専決に係るものを除く。） 五 事務委任規則第十八条第三項第五号に掲げる事務（三八地域県民局地域整備部八戸港管理所の港管理所長の専決に係るものを除く。）</p>
<p>中南地域県民局 地域整備部長</p>	<p>一 事務委任規則第十八条第五項第一号に掲げる事務</p>
<p>三八地域県民局 地域整備部長</p>	<p>一 事務委任規則第十八条第六項第一号に掲げる事務</p>
<p>青森県環境保健 センターの環境 管理事務所の環 境管理事務所長</p>	<p>一 事務委任規則第五条の二第一号に掲げる事務 二 事務委任規則第五条の二第三号に掲げる事務 三 事務委任規則第五条の二第四号に掲げる事務 四 事務委任規則第五条の二第五号に掲げる事務 五 事務委任規則第五条の二第六号に掲げる事務（同号ロに掲げるものを除く。）</p>
	<p>六 事務委任規則第五条の二第七号に掲げる事務</p>

<p>地域県民局の地 域健康福祉部の 保健総室長 健康福祉こども センターの保健 部長</p>	<p>七 事務委任規則第五条の二第八号に掲げる事務 八 事務委任規則第五条の二第九号に掲げる事務 九 事務委任規則第五条の二第十号に掲げる事務 十 事務委任規則第五条の二第十一号に掲げる事務 十一 事務委任規則第五条の二第十二号に掲げる事務 十二 事務委任規則第五条の二第十三号に掲げる事務</p>
	<p>一 事務委任規則第四条の三第一号に掲げる事務 二 事務委任規則第四条の三第二号に掲げる事務 三 事務委任規則第四条の三第三号に掲げる事務 四 事務委任規則第四条の三第三号の二に掲げる事務 五 事務委任規則第四条の三第四号に掲げる事務（同号ロに掲げるものを除く。） 六 事務委任規則第四条の三第五号に掲げる事務（同号イ及びロに掲げるものを除く。） 七 事務委任規則第四条の三第六号に掲げる事務（同号イ及びロに掲げるものを除く。） 八 事務委任規則第四条の三第六号の二に掲げる事務（同号ロに掲げるものを除く。） 九 事務委任規則第四条の三第七号に掲げる事務 十 事務委任規則第四条の三第七号の二に掲げる事務 十一 事務委任規則第四条の三第八号に掲げる事務（同号ロに掲げるものを除く。） 十二 事務委任規則第四条の三第九号に掲げる事務（同号イ及びロに掲げるものを除く。） 十三 事務委任規則第四条の三第十二号に掲げる事務（同号ロ、へ及びトに掲げるものを除く。） 十四 事務委任規則第四条の三第十二号の二に掲げる事務 十五 事務委任規則第四条の三第十二号の三に掲げる事務（同号へ及びトに掲げるものを除く。） 十六 事務委任規則第四条の三第十四号に掲げる事務（同号ロに掲げるものを除く。） 十七 事務委任規則第四条の三第十五号に掲げる事務</p>

<p>地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室長 健康福祉こどもセンターの福祉</p>	<p>一 事務委任規則第四条の三第十六号イ（社会福祉施設等（精神障害者に係るものを除く。）に係るものに限る。）に掲げる事務 二 事務委任規則第四条の三第十七号の五イに掲げる事務 三 事務委任規則第四条の三第十八号ハ、ホ（児童福祉法第</p>	<p>十八 事務委任規則第四条の三第十六号イ（旅館、公衆浴場、医療施設及び社会福祉施設等（精神障害者に係るものに限る。）に係るものに限る。）に掲げる事務 十九 事務委任規則第四条の三第十七号に掲げる事務 二十 事務委任規則第四条の三第十七号の二に掲げる事務 二十一 事務委任規則第四条の三第十七号の二の二に掲げる事務 二十二 事務委任規則第四条の三第十七号の三に掲げる事務 二十三 事務委任規則第四条の三第十七号の四に掲げる事務 二十四 事務委任規則第四条の三第十七号の五に掲げる事務（同号イに掲げるものを除く。） 二十五 事務委任規則第四条の三第十八号イ、ロ及びワ（児童福祉法第五十六条第二項（同法第五十条第五号に係るものに限る。）及び第五項に係るものに限る。）に掲げる事務 二十六 事務委任規則第四条の三第十八号の三イ及びロに掲げる事務 二十七 事務委任規則第四条の三第十九号に掲げる事務 二十八 事務委任規則第四条の三第十九号の二に掲げる事務 二十九 事務委任規則第四条の三第二十二号に掲げる事務 三十 事務委任規則第四条の三第二十三号に掲げる事務（同号ホ及びヒチに掲げるものを除く。） 三十一 事務委任規則第四条の三第二十八号に掲げる事務 三十二 事務委任規則第四条の三第三十号に掲げる事務（同号ロに掲げるものを除く。） 三十三 事務委任規則第四条の三第三十一号に掲げる事務 三十四 事務委任規則第四条の三第三十二号に掲げる事務</p>
---	--	--

<p>青森県立保健大学事務局長</p>	<p>一 次に掲げる事務で令達予算の範囲で執行するもの（人事課給与事務担当グループリーダーが処理するものを除く。）</p>	<p>部長 三十条第一項に規定する者に対するものを除く。）、へから又まで、ル（改善命令に関するものを除く。）、ウ（同法第五十六条第二項（同法第五十条第六号及び第六号の三に係るものに限る。）に係るものに限る。）及び力に掲げる事務 四 事務委任規則第四条の三第十八号の二に掲げる事務 五 事務委任規則第四条の三第十八号の三八（母子保護等の実施に係るものに限る。）及び二に掲げる事務 六 事務委任規則第四条の三第三十三号に掲げる事務（同号ハ、ホ（生活保護法第二十八条第四項に係るものに限る。）、夕及びレに掲げるものを除く。） 七 事務委任規則第四条の三第三十四号に掲げる事務 八 事務委任規則第四条の三第三十五号に掲げる事務 九 事務委任規則第四条の三第三十六号に掲げる事務 十 事務委任規則第四条の三第三十七号に掲げる事務 十一 事務委任規則第四条の三第三十八号に掲げる事務 十二 事務委任規則第四条の三第三十九号に掲げる事務 十三 事務委任規則第四条の三第四十号に掲げる事務 十四 事務委任規則第四条の三第四十一号に掲げる事務 十五 事務委任規則第四条の三第四十三号に掲げる事務 十六 事務委任規則第四条の三第四十四号に掲げる事務 十七 事務委任規則第四条の三第四十五号に掲げる事務 一 事務委任規則第四条の三第十八号二、ホ（児童福祉法第三十条第一項に規定する者に対するものに限る。）、ウ及びワ（同法第五十六条第一項及び第二項（同法第五十条第七号及び第七号の二に係るものに限る。）に係るものに限る。）に掲げる事務 二 事務委任規則第四条の三第十八号の三八（児童等入所措置に係るものに限る。）に掲げる事務</p>
---------------------	---	--

<p>青森県立保健大学の 学部の経理担当の 内部組織の長</p>	<p>青森県立保健大 学事務局次長</p>	<p>イ 一件の金額が二十万円未満の交際費及び食糧費に係る支出負担行為に関する事 ロ 一件の金額が二千七百万円未満の委託料に係る支出負担行為に関する事 ハ イ及びロのほか、報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費及び役務費以外の費目（給料、交際費、食糧費、委託料、工事請負費及び公有財産購入費を除く。）に係る一件の金額が九百万円以上二千七百万円未満の支出負担行為に関する事 二 事務委任規則第八條の二第二号へに掲げる事務 三 事務委任規則第八條の二第三号に掲げる事務</p>
<p>一 次に掲げる事務で令達予算の範囲で執行するもの（人事課給与事務担当グループリーダーが処理するものを除く。） イ 報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費及び役務費に係る支出負担行為並びにその他の費目（給料、交際費、食糧費、委託料、工事請負費及び公有財産購入費を除く。）に係る一件の金額が九十万円未満の支出負担行為に関する事</p>	<p>一 次に掲げる事務で令達予算の範囲で執行するもの（人事課給与事務担当グループリーダーが処理するものを除く。） イ 報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費及び役務費以外の費目（給料、交際費、食糧費、委託料、工事請負費及び公有財産購入費を除く。）に係る一件の金額が九十万円以上九百万円未満の支出負担行為に関する事 ロ 支出命令に関する事（経理担当の内部組織の長の専決に係るものを除く。） 二 収入通知に関する事 三 事務委任規則第二十三條第四号に掲げる事務 四 事務委任規則第二十三條第五号に掲げる事務 五 事務委任規則第二十三條第六号に掲げる事務 六 物品の出納通知に関する事</p>	

<p>青森県立中央病院 院事務局次長</p>	<p>青森県立中央病 院事務局次長</p>	<p>ロ 報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、需用費（食糧費を除く。）、委託料、使用料及び備品購入費に係る支出命令並びにその他の費目（給料及び交際費を除く。）に係る一件の金額が二百五十万円未満の支出命令に関する事</p>
<p>一 次に掲げる事務で配当予算の範囲で執行するもの イ 一件の金額が千三百万円未満の医薬品、給食材料及び庁用燃料の購入に関する事 ロ 一件の金額が五十万円以上五百万円未満の物品の購入に関する事 ハ 一件の金額が五十万円以上五百万円未満の基準寝具及</p>	<p>一 次に掲げる事務で配当予算の範囲で執行するもの イ 一件の金額が千三百万円以上六千万円未満の医薬品、給食材料及び庁用燃料の購入に関する事 ロ 一件の金額が五百万円以上千五百万円未満の物品の購入に関する事 ハ 一件の金額が五百万円以上の基準寝具及び職員に貸与する被服の借入れに関する事 二 一件の金額が五百万円以上の印刷製本費及び通信運搬費に係る支出負担行為に関する事 ホ 一件の金額が千三百万円以上六千万円未満の光熱水費に係る支出負担行為に関する事 ヘ 一件の金額が七千万円以上二十五万円未満の交際費及び食糧費に係る支出負担行為に関する事 ト 一件の金額が五百万円以上六千万円未満の委託料に係る支出負担行為に関する事 チ イからトまでのほか、一件の金額が二十万円以上二百十万円未満の支出負担行為（給与費、報償費及び旅費に係るものを除く。）に関する事 二 一件の評価額が二十五万円を超える物品の寄附の受納に関する事</p>	

<p>青森県立つくしが丘病院事務局長</p>	<p>青森県立中央病院の経理担当の内部組織の長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 職員に貸与する被服の借入れに関する事 二 給与費及び報償費に係る支出負担行為に関する事 ホ 一件の金額が五十万円以上五百万円未満の印刷製本費及び通信運搬費に係る支出負担行為に関する事 ヘ 一件の金額が千三百万円未満の光熱水費に係る支出負担行為に関する事 ト 一件の金額が七万円未満の交際費及び食糧費に係る支出負担行為に関する事 チ 一件の金額が五百万円未満の委託料に係る支出負担行為に関する事 リ イからチまでのほか、一件の金額が二十万円未満の支出負担行為（旅費に係るものを除く。）に関する事 二 事務委任規則第六条第五号に掲げる事務 三 事務委任規則第六条第七号に掲げる事務 四 事務委任規則第六条第八号に掲げる事務 五 事務委任規則第六条第九号に掲げる事務 六 物品の出納通知に関する事
<ul style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる事務で配当予算の範囲で執行するもの イ 一件の金額が三百万円以上千万円未満の医薬品の購入に関する事 ロ 一件の金額が三百万円以上六百万円未満の給食材料及び庁用燃料の購入に関する事 ハ 一件の金額が百万円以上百二十万円未満の物品の購入に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる事務で配当予算の範囲で執行するもの イ 一件の金額が五十万円未満の物品の購入に関する事 ロ 一件の金額が五十万円未満の基準寝具及び職員に貸与する被服の借入れに関する事 ハ 旅費に係る支出負担行為に関する事 二 一件の金額が五十万円未満の印刷製本費及び通信運搬費に係る支出負担行為に関する事 	

<p>青森県立つくしが丘病院事務局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 二 一件の金額が百三十万円以上二百万円未満の基準寝具及び職員に貸与する被服の借入れに関する事 ホ 一件の金額が百万円以上五十万円未満の印刷製本費及び通信運搬費に係る支出負担行為に関する事 ヘ 一件の金額が三百万円以上四百万円未満の光熱水費に係る支出負担行為に関する事 ト 一件の金額が五万円以上二十万円未満の交際費及び食糧費に係る支出負担行為に関する事 チ イからトまでのほか、一件の金額が二十万円以上百二十万円未満の支出負担行為（給与費及び旅費に係るものを除く。）に関する事 二 一件の評価額が二十五万円を超える物品の寄附の受納に関する事
<ul style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる事務で配当予算の範囲で執行するもの イ 一件の金額が三百万円未満の医薬品、給食材料及び庁用燃料の購入に関する事 ロ 一件の金額が五十万円以上百万円未満の物品の購入に関する事 ハ 一件の金額が五十万円以上百三十万円未満の基準寝具及び職員に貸与する被服の借入れに関する事 二 給与費に係る支出負担行為に関する事 ホ 一件の金額が五十万円以上百万円未満の印刷製本費及び通信運搬費に係る支出負担行為に関する事 ヘ 一件の金額が三百万円未満の光熱水費に係る支出負担行為に関する事 ト 一件の金額が五万円未満の交際費及び食糧費に係る支出負担行為に関する事 チ イからトまでのほか、一件の金額が二十万円未満の支出負担行為（旅費に係るものを除く。）に関する事 二 事務委任規則第六条第五号に掲げる事務 三 事務委任規則第六条第七号に掲げる事務 四 事務委任規則第六条第八号に掲げる事務 	<p>青森県立つくしが丘病院事務局長</p>

<p>青森県立つくしが丘病院の経理担当の内部組織の長</p>	<p>六 事務委任規則第六号に掲げる事務 物品の出納通知に関する事</p>
<p>青森県工業総合研究センター八戸地域技術研究所の八戸地域技術研究所長</p>	<p>一 事務委任規則第十一条第一号(その他の化学分析又は試験に係る手数料の額の決定に係るものに限る。)に掲げる事務</p>
<p>青森県工業総合研究センター弘前地域技術研究所の弘前地域技術研究所長</p>	<p>一 事務委任規則第十一条第一号(デザインに係る手数料の額の決定に係るものに限る。)に掲げる事務</p>
<p>十和田食肉衛生検査所三戸支所の支所長</p>	<p>一 事務委任規則第五条の四第一号に掲げる事務(同号水及び同水に係る同号二に掲げるものを除く。) 二 事務委任規則第五条の四第二号に掲げる事務 三 事務委任規則第五条の四第三号に掲げる事務 四 事務委任規則第五条の四第四号に掲げる事務</p>
<p>青森県立つくしが丘病院の経理担当の内部組織の長</p>	<p>一 一次に掲げる事務で配当予算の範囲で執行するもの イ 一件の金額が五十万円未満の物品の購入に関する事 ロ 一件の金額が五十万円未満の基準寝具及び職員に貸与する被服の借入れに関する事 ハ 旅費に係る支出負担行為に関する事 ニ 一件の金額が五十万円未満の印刷製本費及び通信運搬費に係る支出負担行為に関する事</p>

<p>地域農林水産部の家畜保健衛生所及び農林水産事務所の家畜保健衛生所長</p>	<p>一 事務委任規則第十三条第二項第一号に掲げる事務 二 事務委任規則第十三条第二項第二号に掲げる事務 三 事務委任規則第十三条第二項第三号に掲げる事務 四 事務委任規則第十三条第二項第四号に掲げる事務</p>
<p>地方農林水産事務所</p>	<p>七 事務委任規則第十三条第四十六号に掲げる事務 八 事務委任規則第十三条第四十七号に掲げる事務 九 事務委任規則第十三条第四十八号に掲げる事務 十 事務委任規則第十三条第四十九号に掲げる事務 十一 事務委任規則第十三条第五十号に掲げる事務(同号二に掲げるものを除く。)</p>
<p>西北地方農林水産事務所</p>	<p>一 事務委任規則第十三条第一項第一号に掲げる事務 二 事務委任規則第十三条第一項第二号に掲げる事務 三 事務委任規則第十三条第一項第三号に掲げる事務 四 事務委任規則第十三条第一項第八号に掲げる事務 五 事務委任規則第十三条第一項第九号に掲げる事務 六 事務委任規則第十三条第一項第十号に掲げる事務 七 事務委任規則第十三条第一項第十一号に掲げる事務 八 事務委任規則第十三条第一項第十一号の二に掲げる事務 九 事務委任規則第十三条第一項第十一号の三に掲げる事務 十 事務委任規則第十三条第一項第十二号に掲げる事務 十一 事務委任規則第十三条第一項第十二号の二に掲げる事務</p>
<p>川原市駐在の農村整備事務担当の次長以外の次長</p>	<p>十二 事務委任規則第十三条第五十一号に掲げる事務</p>

<p>青森県農林総合 研究センター林 業試験場の林業 試験場長</p>	<p>一 事務委任規則第十五条第一号に掲げる事務</p>
<p>青森県農林総合 研究センター林 業試験場の林業 試験場長</p>	<p>一 事務委任規則第十五条第一号に掲げる事務</p>
<p>青森県農林総合 研究センター林 業試験場の林業 試験場長</p>	<p>一 事務委任規則第十五条第一号に掲げる事務</p>
<p>地域農林水産部の 水産事務所及び 西北地方農林水 産事務所 水産事務所の水 産事務所長</p>	<p>一 入札の執行及び落札者の決定に関する事 二 工事の監督に關すること。 三 事務委任規則第十三条第一項第三十九号に掲げる事務 四 事務委任規則第十三条第一項第四十号に掲げる事務 五 事務委任規則第十三条第三項第一号に掲げる事務（同号 へに掲げるものを除く。） 六 事務委任規則第十三条第三項第二号に掲げる事務（同号 イ及びハに掲げるものを除く。） 七 事務委任規則第十三条第三項第三号に掲げる事務 八 事務委任規則第十三条第三項第四号に掲げる事務（同号 二に掲げるものを除く。） 九 事務委任規則第十三条第三項第五号に掲げる事務 十 事務委任規則第十三条第三項第六号に掲げる事務</p>
<p>三八地域農林局 地域整備部八戸 港管理所及び県 土整備事務所の 港管理所の港管 理所長</p>	<p>一 工事の監督に關すること。 二 事務委任規則第十八条第一項第三号の二に掲げる事務 三 事務委任規則第十八条第一項第七号に掲げる事務 四 事務委任規則第十八条第一項第八号に掲げる事務 五 事務委任規則第十八条第三項第一号に掲げる事務（同号 八（許可の取消し等に係るものに限る。）及びホ（許可の</p>

別表第六中

職	専 決 事 項
<p>青森県土整備事 務所青森港管理 所の駐在主任</p>	<p>一 事務委任規則第十八条第三項第二号イ（港湾施設用地に 係るものを除く。）に掲げる事務（駐在主任が処理するも のに限る。） 二 工事の監督に關すること。</p>
<p>青森県土整備事 務所駒込ダム建 設所のダム建設 所長</p>	<p>一 工事の監督に關すること。 二 事務委任規則第十八条第一項第三号の二に掲げる事務 三 事務委任規則第十八条第一項第五号ヨからレまでに掲げ る事務 四 事務委任規則第十八条第一項第六号ナに掲げる事務</p>
<p>五所川原県土整 備事務所 道路河川事業所 の道路河川事業 所長</p>	<p>一 工事の監督に關すること。 二 事務委任規則第十八条第一項第三号の二に掲げる事務 三 事務委任規則第十八条第一項第五号ヨからレまでに掲げ る事務 四 事務委任規則第十八条第一項第六号ナに掲げる事務</p>

を

職	専 決 事 項
地域県民局の地域連携室長	一 二以上の出先機関又は支所等が使用している庁舎であつて、地域県民局の地域連携室が同居しているもの（以下「地域連携室同居合同庁舎」という。）に係る青森県庁舎管理規則の施行に関すること（地域連携室同居合同庁舎に同居している出先機関及び支所等の長並びに地域県民局の部長の専決に係るものを除く。）。

に改め、「除く。」の下に「並びに地域県民局の部長」を加え、「又は支所等が専ら」を「若しくは支所等又は地域県民局の地域連携室、県税部、地域健康福祉部、地域農林水産部若しくは地域整備部が専ら」に、「加工技術部長」を「木材加工部長」に改める。

別表第七中「県税事務所」を「県税事務所等」に改め、「総括主査」を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一防災消防課の項の改正規定、同表県民生活政策課の項の第三号の改正規定及び同表青少年・男女共同参画課の項の改正規定は、同月十九日から施行する。

青森県訓令甲第十五号

庁 中 一 般
青森県公営企業局職員一般

青森県知事の権限に属する事務の一部を青森県公営企業局職員に専決及び代決させる規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事の権限に属する事務の一部を青森県公営企業局職員に専決及び代決させる規程の一部を改正する訓令

青森県知事の権限に属する事務の一部を青森県公営企業局職員に専決及び代決させる規程（昭和四十六年十二月青森県訓令甲第三十五号）の一部を次のように改正する。題名中「青森県公営企業局職員」を「県土整備部職員」に改める。

第一条中「青森県公営企業局（以下「局」を「青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）第四条に規定する県土整備部（以下「部」に改める。

第二条の見出し中「総務課長」を「公営企業課長」に改め、同条中「局総務課長」を「公営企業課長」に改め、同条第一号中「局」を「部」に改める。

第三条の見出し中「総務課長」を「公営企業課長」に改め、同条第一項中「局総務課長」を「公営企業課長」に、「局長」を「部長」に改め、同条第二項中「局総務課長」を「公営企業課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭